

裁 決

審査請求人

処 分 庁

審査請求人（以下「請求人」という。）が、平成25年7月19日付けで提起した2件の審査請求（以下「本件各審査請求」という。）について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第36条の規定により併合した上、次のとおり裁決する。

主 文

が請求人に対して行い、平成25年5月17日付けで通知した費用返還決定及び同日付けで通知した保護停止決定を、いずれも取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

- 1 本件各審査請求の趣旨は、（以下「処分庁」という。）が請求人に対して行い、①平成25年5月17日付けで通知した生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条の規定による費用返還決定（以下「本件処分1」という。）及び②同日付けで通知した法第26条の規定による保護停止決定（以下「本件処分2」といい、本件処分1と併せて「本件各処分」という。）の取消しを求めるものである。
- 2 本件各審査請求の理由は、次のとおりである。

預金調査により判明した預金は、請求人の親が開設し、請求人には口座の存在すら知らせず、請求人が使用していなかったものであるから、本件各処分は違法又は不当である。

第2 認定事実及び判断

1 認定事実

- (1) 処分庁は、平成25年1月30日から、請求人世帯に対し、法に基づく保護を開始（以下「本件保護開始」という。）した。なお、請求人世帯は、請求人（生、旧姓）、請求人の（生）及び請求人の（生）

生)で構成されており、請求人は、平成20年6月にと婚姻して姓となるも、平成24年6月にと離婚したこと。

(2) 処分庁は、請求人世帯に対し、本件保護開始から平成25年4月までの保護費として、合計695,370円(以下「本件支給総額」という。)を支給したこと。

(3) 処分庁は、請求人名義の預金口座等を調査した結果、請求人の旧姓名義に係る支店の普通預金口座(本件保護開始時の残高1,436,688円(以下「本件預金額」という。))以下「本件口座」という。)の存在を把握したことから、平成25年4月17日、請求人から事情を聴取したところ、請求人は、本件口座の存在を知らず、手元に通帳等もない旨申し立てたこと。

また、同日、請求人がその両親(在住)に電話で確認したところ、請求人の両親は、本件口座について、自分たちが開設し、資金管理のために使用していた旨申し立てたこと。

(4) 本件口座は、平成15年1月以前に開設されたものであるところ、同月当時、請求人は、の年生であったこと。

(5) 請求人のは、平成25年5月2日、処分庁に対し、本件口座について「私ども親が開設し、同居するの介護費用や葬祭費、自分達の将来のための貯えを管理するために使用しているものであり、の旧姓の口座であるため本人はもう使用しないものと思い、には口座の存在すら知らせていませんでした。今後も貯蓄されているお金については、私どもが将来のために使用するものであり、に関する金銭は入っておりません。」と記載された申立書(以下「本件申立書」という。)を提出したこと。

また、請求人のは、本件申立書と併せて、その内容を裏付けるものとして、本件口座の通帳の写し、請求人の名義に係る普通預金口座(支店。以下「名義口座」という。)通帳の写し及び領収証2枚(平成21年4月8日付け30×34インチテレビ等に係る合計103,160円のもの及び同月19日付け30×34インチテレビ等に係る合計97,160円のもの)の写し(以下「本件資料」という。)を提出し、このうち本件口座及び名義口座の各通帳の写しには、各口座の出入金について、下表のような説明が手書きで付されていたこと。なお、下表の説明のうち、「」は請求人のの名前、「」は請求人のの名前、「」は請求人のの名前、「」は請求人のの名前であること。

通帳	説明(手書き)	勘定日	出金(円)	入金(円)
----	---------	-----	-------	-------

名義口座 通帳写し	保険金入金	H18.2.2		10,017,801
名義口座 通帳写し	保険金を振 り分け	H18.4.6	8,000,000	
本件口座通 帳写し	から振り分け	H18.4.6		2,000,000
本件口座通 帳写し	ボーナスより 貯蓄	H19.2.1		150,000
		H20.5.1	154,000	
		H20.7.1		142,102
本件口座通 帳写し	九州旅行	H20.7.11	100,000	
本件口座通 帳写し	7回忌費用	H20.8.6	500,000	
		H20.8.20	500,000	
		H20.8.28		683,000
本件口座通 帳写し	誕生日食費	H20.9.13	50,000	
本件口座通 帳写し	テレビ購入	H21.3.24	250,000	
		H21.4.7		50,000

(6) 処分庁は、請求人世帯に対し、返還対象を本件口座の預金、返還対象額を本件預金額、資力発生日以降保護に要した費用を本件支給総額、資力発生日を平成25年1月30日、返還決定額を本件支給総額とする本件処分1を行うとともに、本件預金額から本件支給総額を差し引いた741,318円を請求人の手持ち金と認定して要否判定を行った結果、当該手持ち金を含む収入815,377円が最低生活費260,910円を上回り保護を要しないこととなることを理由とし、停止期間を平成25年5月1日から同年7月31日までとして、本件処分2を行ったこと。

(7) 請求人は、平成25年5月13日付けで本件各審査請求を提起したこと。

2 判断

(1) 法の仕組み

法に基づく保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われ、他の法律に定める扶助は、すべてこの法による保護に優先して行われるのが原則である（法第4条第1項及び第2項。補足性の原理）。

そして、保護は、要保護者の年齢等諸事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすのに十分であって、かつ、これを超えないものとして厚生

労働大臣が定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行われる（法第8条第1項及び第2項）。

他方、被保護者に法第4条第1項にいう「資産」はあっても、すぐにはその活用ができず、急迫した事由がある場合には、その困窮の程度に応じて必要と認められる保護が行われる（同条第3項）。

被保護者は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、速やかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない（法第63条）。

また、保護の実施機関は、資力がある被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定しなければならない（法第26条）。

(2) 本件処分について

前記認定事実(3)によれば、本件口座は、旧姓とはいえ、請求人名義であるから、本件預金額は、基本的には、請求人の資産と推認し得るものといえる。

しかしながら、かかる推認を覆し、本件預金額が請求人以外の者の資産であると認めるに足る客観的事情が認められる場合には、本件預金額は請求人の資産とは認められず、請求人に対する費用返還決定や保護停止決定は許されないこととなる。

前記審査請求の理由のとおり、請求人は、本件口座は請求人の両親が開設し、請求人はその存在さえ知らず、使用していなかった旨主張し、要するに、本件預金額は請求人の両親の資産であって、請求人の資産ではないから、これを前提とする本件各処分は違法又は不当であると主張するものと解される。

この点、本件口座は、前記認定事実(4)のとおり、平成15年1月以前に開設されたと認められるところ、当時、請求人は■■■■年生であること、■■■■の子の名義でその親が口座を開設することは一般に広く行われていることからすれば、社会通念に照らし、本件口座の開設は、請求人ではなく、請求人の両親によってなされたと考えるのが自然である。

また、前記認定事実(5)のとおり、請求人の■■■■が、本件申立書と併せて、本件口座の通帳の写しを提出していることからすれば、本件口座の通帳は、請求人の両親が管理していたと推認でき、これに反する事情は認められない。

さらに、前記認定事実(5)のとおり、請求人の■■■■が本件口座の出入金

の一部について理由や経緯を具体的に説明していること、及びその説明する内容からすれば、本件口座の出入金は、請求人の両親により行われていたと合理的に認められ、これに反する事情も認められない。

しかも、前記認定事実(3)のとおり、平成25年4月17日、処分庁の職員が請求人から本件口座について事情を聴取するや、請求人は、その場で、処分庁の職員に対し、本件口座の存在を知らず、手元に通帳等もない旨申し立て、同日、請求人の両親も、これに沿う申し立てをし、これら申し立てが口裏を合わせた上でなされたものであることを認めるに足る事情もないことからすれば、これら申し立ては信用し得るといふべきである。

そうすると、本件口座は、請求人の両親が開設した上、その通帳等を管理し、出入金も請求人の両親が行っていたと認められ、本件預金額が請求人の資産であるとの推認を覆すに足る客観的の事情が認められるといふべきであるから、本件預金額が請求人の資産であるとは認められない。

なお、処分庁は、平成25年9月26日付け弁明書において、本件口座の名義人は請求人であることから、本件申立書及び本件資料の内容に鑑みても、本件預金額は請求人の資産であると認定した旨主張するも、前記認定事実(3)から(5)までの請求人及び請求人の両親の申し立て内容並びに本件申立書及び本件資料の内容について、本件預金額が請求人の資産であるとの推認を覆すに足るものか否かを子細に検討したとは考え難い。

以上によれば、本件預金額が請求人の資産であることを前提としてなされた本件各処分は、いずれも違法であり、取消しを免れない。

- 3 以上のとおり、本件各審査請求は理由があるから、行政不服審査法第40条第3項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。

平成26年 3月18日

千葉県知事 鈴木 栄 治

